

月〜8月分が約1000件、説明を聞いた方が400件。設定支援では5月、6月は100件台だったが7月、8月は月350件を超え、この先も増加見込みである。また、マイナンバーカードの取得人数は8月末現在8944人、交付率は18.40%と5か月間で2085人、4.19%増加している。

④ 市内民間幼保施設への新規就業者に奨励金を交付する事業で令和3年度に15人を予定。それ以上の応募があればどうなるのか。周知方法は。

⑤ 民間の認定こども園、保育園、小規模保育事業所が該当となり、市内就労を促進し、新卒保育士の確保、潜在保育士の発掘等の効果を期待し、保育士不足の解消を目的としている。15人は過去の採用実績、今後の採用予定などを踏まえた人数となる。各園の状況により採用人数は増減する。15人を超える場合も、該当者

全員に奨励金を支給したい。制度の周知は、県内大学の訪問、市内園で教育実習を行う実習生へも個別に周知、広報菊川、市のホームページを活用し広く行う。

⑥ GIGAスクール構想によるタブレット児童生徒1人1台の完備予定と、遠隔授業への活用と取組は。

⑦ 情報端末導入の購入費及び設定費を予算要望し、端末は12月初旬を目標に納品、その後校内LAN等の接続設定業務を実施し、令和3年3月中旬に終了する予定。遠隔授業への活用は不登校児童生徒への授業配信、学舎内の小学校同士の交流授業や児童会活動の合同会議を研究している。また、小谷村との交流に活用を検討している。



ピックアップ 発議 意見書

次の2つの意見書を可決し、国へ提出しました。
● コロナの影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
● 防災・減災、国土強靱化のための対策のさらなる推進に関する意見書

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがなくなっている。地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応はじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
- 5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月1日

静岡県菊川市議会

防災・減災、国土強靱化のための対策のさらなる推進に関する意見書

近年、地球規模の気候変動などの影響によると思われる記録的な豪雨や大型台風などにより、広範囲にわたる大規模な河川の氾濫や土砂災害などの自然災害によって甚大な人的・物的被害が発生している。

また、風水害だけでなく、首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模な自然災害の発生も懸念されている。

本市においては、昨年10月に上陸した台風19号や頻発する集中豪雨の影響により、市内各所で発生した浸水災害、牛久川の堤防越水、土砂災害による市道の崩落などが記憶に新しいところである。

こうした中、全国的に多発する自然災害に対し、国においては平成30年より「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を決定し、地方においても緊急性を有する防災・減災対策等の国土強靱化対策に積極的に取り組み、所要の成果をあげてきているところがあるが、大規模な自然災害の発生に備え、整備が必要な地域や場所はいまだ多く残っている。

このため、国や地方の経済・社会活動を停滞、深刻化させることなく持続的に発展させていくためには、国民の生命と財産を守る防災・減災対策及び重要なインフラ機能を確保するための国土強靱化対策を引き続き迅速かつ着実に推進することが喫緊の課題である。よって、国においては中長期的な視点に立ち、防災・減災、国土強靱化のための対策をさらに推進するため、次に掲げる事項について取り組むよう強く要望する。

- 1 令和2年度末で期限を迎える「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」については、インフラの老朽化対策や気候変動への対応、近年の社会情勢を踏まえ、支援対象の拡大や支援要件の緩和、期間延長などの制度拡充を図ること。
- 2 防災・減災、国土強靱化のための対策をさらに推進するため、安定的かつ持続的に必要十分な予算措置を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年10月1日

静岡県菊川市議会